

○釧路市情報公開条例（関係分抜粋）

平成17年10月11日 釧路市条例第24号

最終改正 令和5年3月27日条例第2号

（目的）

第1条 この条例は、知る権利を基礎とする市政に関する情報を求める市民の権利を明らかにし、市の有する市政の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政への市民の理解と信頼を深め、市民参加の開かれた、公正で民主的な市政の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会をいう。（後略）

（公開しないことができる公文書）

第11条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の公開をしないことができる。

- (1) 法人等情報 法人その他の団体（国、地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えるものと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から市民生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

エ 市の機関の予算の執行に際して記録された情報に含まれるものであって、当該予算の執行の相手方として法人等又は事業を営む個人を表示し、又は当該予算の執行の内容を個数、金額等の数量的指標で表示するもの

- (2) 意思形成過程情報 市の機関内部若しくは機関相互又は市の機関と国等（国又は他の地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。）の機関との間における審議、検討、調査、研究等の意思形成過程における情報であって、公開することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるもの
- (3) 行政運営情報 市又は国等の機関が行う検査の計画、入札の予定価格、訴訟の処理方針、交渉の方針、試験の問題、職員の身分取扱い等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、市政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの
- (4) 国等協力関係情報 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼、要請等により作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (5) 公共安全維持情報 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

（会議の公開）

第21条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、当該会議の審議の内容が許可、許可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないとき、この限りでない。